

『プロモーションコード』『公正競争規約』

『プロモーションコード』

製薬企業が医療用医薬品のプロモーション活動を実施する際、当然遵守すべき行動基準を示し、会員会社が本コードに則ったプロモーションを行うことを目的に日本製薬工業協会が策定したものです。

会員会社の責務、経営トップの責務、MRの行動基準、プロモーション用印刷物及び広告等の作成と使用、製造販売後安全管理業務および製造販売後調査等の実施、試用医薬品の提供、講演会等の実施、**物品の提供、金銭類の提供**、医療用医薬品製造販売業公正競争規約との関係、国外におけるプロモーションの行動基準を明記しています。

コードの管理は日本製薬工業協会に設置するプロモーションコード委員会によって行われ、問い合わせや苦情申立て、コード違反被疑事案が処理されます。

また、コードに抵触すると考えられる事案については、別に定める「医療用医薬品プロモーションコード違反措置規定」により違反した会員会社に対し、違反改善のための措置がとられます。

『公正競争規約』

医薬品に関する不当な景品類提供行為を防止するために医療用医薬品製造販売業公正取引協議会が定める自主規制ルール「医療用医薬品製造販売業公正競争規約」のこと。

試用医薬品提供、症例報告に対する報酬等、自社医薬品の講演会等、**少額の景品類の提供など**の基準が定められ、公正取引協議会によって違反に対する調査と措置決定が行われます。